

ジョン万公式キャラクター利用規約

本規約は、ジョン万 EXPO 推進協議会が制作したジョン万公式キャラクター（以下「キャラクター」という。）の利用に関する条件を定めるものである。キャラクターの管理は土佐清水市が行う。キャラクターの利用を希望する者（以下「利用者」という。）は、本規約に同意し、遵守しなければならない。

第1条（定義）

本規約において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

1. 対象キャラクター：ジョン万 EXPO 推進協議会が制作した公式キャラクター全9種類。
2. 利用者：キャラクターの利用を希望するすべての個人、法人、および団体。

第2条（利用許諾の申請）

1. キャラクターを利用しようとする者は、あらかじめ土佐清水市（以下「市」という。）へ所定の申請書を提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
 - （1）市の機関が使用するとき。
 - （2）市内の保育園・学校等が行事等の目的で使用する時。
 - （3）報道機関が報道及び広報の目的で使用する時。
 - （4）その他、市長が適当と認めた時。
2. キャラクターの種類は全9種類とし、申請時に利用を希望するキャラクターを指定するものとする。

第3条（利用料）

キャラクターの利用料は、営利目的・非営利目的を問わず、すべて無償（無料）とする。

第4条（利用上の遵守事項）

利用者は、キャラクターの利用にあたり、次の事項を遵守しなければならない。

1. 定められたデザイン、色等の規格を正しく忠実に使用し、イメージを損なうような変形、改変を行わないこと。
2. 承認された目的および期間以外に利用しないこと。

第4条の2（成果物の提出）

1. 利用者は、キャラクターを利用した物品、印刷物、デジタルコンテンツ等の成果物

が完成したときは、速やかに当該成果物（現物の提出が困難な場合は、その内容が確認できる写真、見本、またはデータを電子メール等で送付）を市に提出しなければならない。ただし、第2条第1項の規定により申請を免除された場合は、この限りではない。

2. 市は、提出された成果物が本規約に違反していると認める場合は、利用者に対し、修正または利用の中止を求めることができるものとする。

第5条（利用の制限・禁止事項）

次の各号のいずれかに該当する場合は、キャラクターの利用を承認しません。また、既に承認している場合であっても、市は利用承認を取り消し、または利用の差し止めを請求できるものとする。

1. 土佐清水市およびキャラクターの品位を傷つけ、または正しい理解の妨げとなるおそれがあるとき。
2. 法令や公序良俗に反する、あるいは反するおそれがあるとき。
3. 特定の政治、思想、宗教の活動に利用されるおそれがあるとき。
4. 不当な利益を得るために利用されるおそれがあるとき。
5. その他、管理上不適当と市が認めたとき。

第6条（免責および責任）

1. キャラクターの利用によって利用者が被った損害、または利用者と第三者との間で生じた紛争について、土佐清水市およびジョン万 EXPO 推進協議会は一切の責任を負わない。
2. 利用者が本規約に違反し、市に損害を与えた場合は、その損害を賠償するものとする。

第7条（規約の改定）

市は、必要があると認めるときは、いつでも本規約の内容を変更することができるものとする。変更後の規約は、市のホームページ等に掲載した時点から効力を生じるものとする。

附則

本規約は、令和8年8月7日から施行する。

Color ①__フラットカラー ★色にムラがないベタ塗り

データ形式__①JPEG ②PNG ③ai からお選びください。



F-1



F-2



F-3



F-4



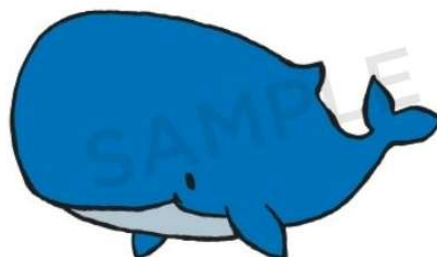
F-5



F-6



F-7



F-8



F-9

Color ②__ハンドメイドカラー ★水彩で描いたような色合い

データ形式_①JPEG ②PNG からお選びください。



H-1



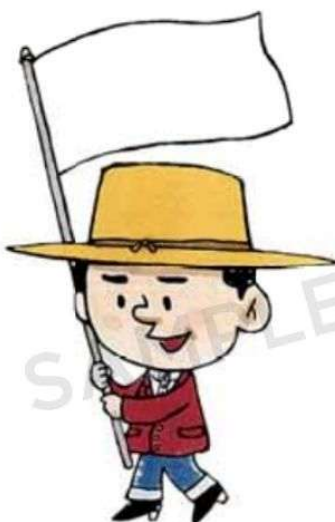
H-2



H-3



H-4



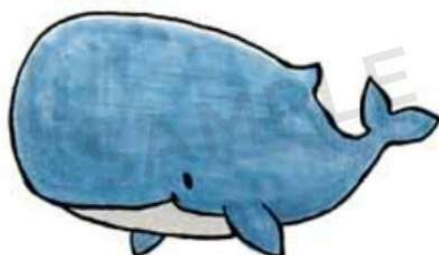
H-5



H-6



H-7



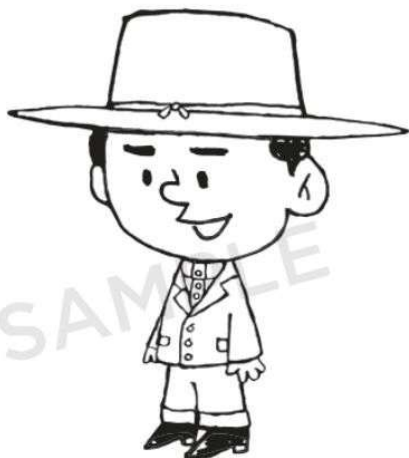
H-8



H-9

Color ③_線画

データ形式_①JPEG ②PNG ③ai からお選びください。



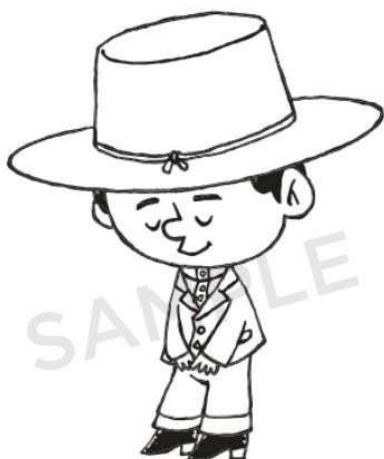
L-1



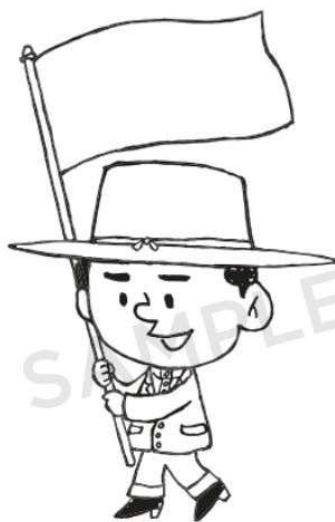
L-2



L-3



L-4



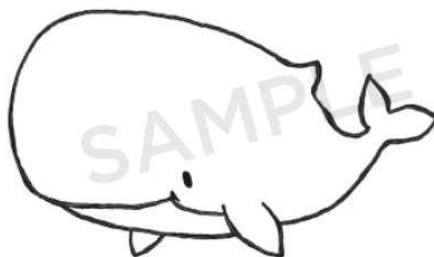
L-5



L-6



L-7



L-8



L-9